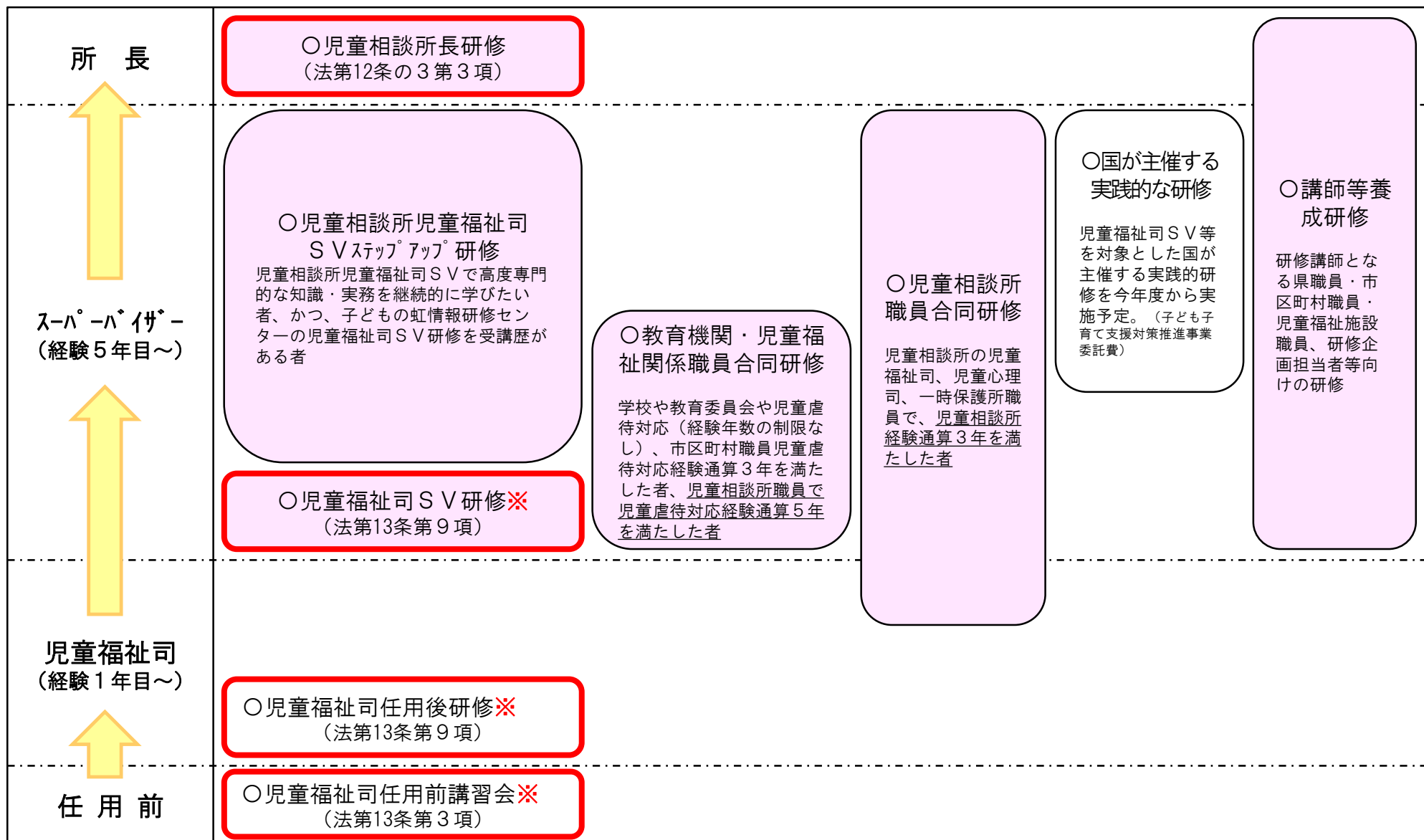


研修・人材養成の在り方及び
人事制度・キャリアパスの在り方に関する
参考資料

児童福祉司に対する研修等について



※ 雇児発0331第16号平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉司等及び要保護児童対策地域調整機関の調整担当者の研修等について」において各研修における到達目標が定められている。

：法定研修（義務）

：子どもの虹情報研修センター及び西日本こども研修センターあかしにおいて実施されている研修（令和元年度）

児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等について

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（座長 山縣文治：関西大学教授）」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成29年厚生労働省告示第130号、同第131号、同第132号、同第134号で定め、詳細については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示したところである。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間（90分×20コマ） 講義を中心に演習と一体的に 実施	30時間（90分×20コマ） 演習を中心に講義と一体的に 実施	28.5時間（90分×19コマ） 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間（90分×19コマ） 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 （修業期間は概ね1月以内）	5日間程度 （修業期間は概ね6月以内）	OJTをはさんで前期3日程 度、後期3日程 度（修業期間は概ね6月以内）	5日間程度、 または3日程を2回 （修業期間は概ね6月以内）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の 修了	振り返り（レポート作成等）、修了証の交付、修了の記録（修了者名簿等による管理）			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】			合計 20コマ【30時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】		

※ 1コマ=90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

児童福祉司スーパーバイザー研修の実施について

1. 背景

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（座長 山縣文治：関西大学教授）」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成29年厚生労働省告示第130号、同第131号、同第132号、同第134号で定め、詳細については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示しているが、平成29年については、従来より研修を開催している「子どもの虹情報研修センター」に加え、「公益財団法人SBI子ども希望財団」においても当該研修を実施し、その研修内容の評価と検証を行った。平成30年度については、平成29年度に引き続き2か所で実施した。令和元年度については、「子どもの虹情報研修センター」及び「西日本子ども研修センターあかし」の2か所で実施した。

2. 研修実施主体

- ・平成29・30年度…子どもの虹情報研修センター、公益財団法人 SBI子ども希望財団 ※その他各自治体における実施も可
- ・令和元年度…子どもの虹情報研修センター、西日本子ども研修センターあかし ※その他各自治体における実施も可

3. 研修概要

- ・平成29・30年度（上段：平成29年度 下段：平成30年度）

実施主体	子どもの虹情報研修センター	公益財団法人SBI子ども希望財団
研修期間	A 日程前期 平成29年5月17日(水)～5月19日(金) 後期 10月31日(火)～11月2日(木) B 日程前期 5月31日(水)～6月2日(金) 後期 11月28日(火)～11月30日(木)	前期 平成29年12月18日(月)～12月20日(水) 後期 平成30年3月7日(水)～3月9日(金)
	A 日程前期 平成30年5月29日(火)～5月31日(木) 後期 10月30日(火)～11月2日(木) B 日程前期 6月12日(火)～6月14日(木) 後期 11月13日(火)～11月15日(木)	A 日程前期 平成30年7月30日(月)～8月1日(水) 後期 平成31年1月30日(水)～2月1日(金) B 日程前期 平成30年8月21日(火)～8月23日(木) 後期 平成31年2月13日(水)～2月15日(金)
時間数等	30時間（90分×17コマ、120分×1コマ、150分×1コマ） 所定 演習：90分×13コマ 120分×1コマ 150分×1コマ 講義：90分×4コマ	40時間（60分×3コマ、90分×22コマ、120分×2コマ） 所定 演習：90分×15コマ 講義：90分×4コマ 独自 特別演習：60分×3コマ、90分×1コマ 特別講義：60分×1コマ、90分×2コマ シンポジウム：120分×1コマ 事例検討：120分×1コマ
研修会場	A 日程、B 日程ともに 子どもの虹情報研修センター（神奈川県横浜市）	前期 チサンホテル神戸（兵庫県神戸市） 後期 クロスウェーヴ梅田（大阪府大阪市） ----- クロスウェーヴ梅田（大阪府大阪市）
受講者数	A 日程 88名 B 日程 87名	83名
	A 日程 83名 B 日程 80名	A 日程 39名 B 日程 37名

・令和元年度

実施主体	子どもの虹情報研修センター	西日本こども研修センターあかし
研修期間	A日程前期 令和元年5月28日(火)～5月30日(木) 後期 10月29日(火)～10月31日(木) B日程前期 6月11日(火)～6月13日(木) 後期 11月12日(火)～11月14日(木)	前期 令和元年10月2日(水)～10月4日(金) 後期 令和2年1月28日(火)～1月30日(木)
時間数等	29.5時間 (90分×16コマ、150分×1コマ、180分×1コマ) 所定 演習： 90分×12コマ 150分×1コマ 180分×1コマ 講義： 90分×4コマ	29.5時間 (90分×16コマ、150分×1コマ、180分×1コマ) 所定 演習： 90分×12コマ 150分×1コマ 180分×1コマ 講義： 90分×4コマ
研修会場	A日程、B日程ともに 子どもの虹情報研修センター（神奈川県横浜市）	西日本こども研修センターあかし（兵庫県明石市）
受講者数	A日程 91名 B日程 100名	71名

4. 到達度チェック

到達目標を項目化し、参加者が研修の事前・事後で自己評価（5段階評価）した結果
（5：できる ← 3：どちらともいえない → 1：できない）

市町村・都道府県における子ども家庭
相談支援体制の強化等に向けたワーキ
ンググループ 提出資料を更新・編集

	平成29年度						平成30年度						令和元年度					
	子どもの虹情報研修センター			公益財団法人 SBI子ども希望財団			子どもの虹情報研修センター			公益財団法人 SBI子ども希望財団			子どもの虹情報研修センター			西日本こども研修センター あかし		
	受講当初	受講後	増減	受講当初	受講後	増減	受講当初	受講後	増減	受講当初	受講後	増減	受講当初	受講後	増減	受講当初	受講後	増減
I 知識	2.72	3.53	0.81	2.87	3.65	0.78	2.71	3.69	0.98	2.85	3.61	0.76	2.70	3.51	0.81	2.87	3.58	0.71
法制度に関する知識	3.08	3.87	0.78	3.15	3.87	0.72	2.93	3.87	0.94	3.11	3.76	0.65	2.96	3.68	0.72	3.14	3.77	0.63
子ども虐待に関する知識	2.95	3.65	0.70	2.85	3.57	0.72	2.77	3.67	0.90	2.84	3.61	0.77	2.71	3.46	0.75	2.84	3.50	0.66
アセスメントと支援方針に関する知識	2.89	3.63	0.74	2.91	3.61	0.70	2.75	3.67	0.92	2.94	3.61	0.67	2.79	3.53	0.74	3.02	3.69	0.67
スーパーバイズ（の方法）に関する知識	2.87	3.78	0.91	2.88	3.70	0.82	2.73	3.83	1.10	2.72	3.70	0.98	2.67	3.65	0.98	2.85	3.73	0.88
子どもの権利に関する知識	1.82	2.72	0.91	1.95	3.18	1.23	1.79	3.00	1.21	2.08	3.02	0.94	1.81	2.90	1.09	1.85	2.81	0.96
II 技術-1	3.29	3.82	0.53	3.20	3.71	0.51	3.09	3.81	0.72	3.14	3.76	0.62	3.13	3.64	0.51	3.24	3.74	0.50
ソーシャルワークの基本プロセスの指導	3.09	3.67	0.59	3.12	3.65	0.53	2.96	3.71	0.75	3.05	3.69	0.64	2.98	3.56	0.58	3.12	3.66	0.54
機関連携の指導	3.19	3.68	0.49	3.11	3.59	0.48	3.01	3.69	0.68	3.08	3.70	0.62	3.07	3.54	0.47	3.15	3.61	0.46
子ども虐待のアセスメントの指導	3.46	3.98	0.52	3.30	3.85	0.55	3.23	3.97	0.74	3.22	3.85	0.63	3.28	3.77	0.49	3.40	3.90	0.50
ケースマネジメントの指導	3.43	3.96	0.53	3.34	3.85	0.51	3.26	3.95	0.69	3.26	3.87	0.61	3.29	3.79	0.50	3.39	3.90	0.51
III 技術-2	2.58	3.33	0.75	2.73	3.43	0.70	2.64	3.47	0.83	2.70	3.44	0.74	2.63	3.27	0.64	2.74	3.34	0.60
組織マネジメントの技術	2.99	3.58	0.58	2.92	3.52	0.60	2.82	3.53	0.71	2.84	3.51	0.67	2.82	3.37	0.55	2.93	3.43	0.50
スーパーバイズの技術	2.73	3.56	0.83	2.66	3.51	0.85	2.61	3.56	0.95	2.70	3.48	0.78	2.59	3.31	0.72	2.71	3.39	0.68
スーパーバイズの効果判定	2.00	2.86	0.85	1.95	2.83	0.88	1.84	2.92	1.08	1.99	3.01	1.02	1.82	2.63	0.81	1.87	2.79	0.92
IV 態度	3.87	4.17	0.30	3.70	4.23	0.53	3.71	4.12	0.41	3.68	4.11	0.43	3.72	4.03	0.31	3.71	4.12	0.41

子どもの虹情報研修センター、公益財団法人SBI子ども希望財団、西日本こども研修センターあかしが実施したSV研修ともに、参加者の評価の動向（受講前後の評価の上がり方）はほぼ同じであるが、それぞれの研修の参加者とも「I 知識」の「子どもの権利に関する知識」及び「III 技術-2」の「スーパーバイズの効果判定」については評価が低く、「IV 態度」に関しては評価が高い。

児童相談所長研修に関する規定

(児童福祉法第12条の3第3項の厚生労働大臣が定める基準(平成17年厚生労働省告示第43号))

児童福祉法第十二条の三第三項の厚生労働大臣が定める基準

- 一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
- 二 講義及び演習により行うものであること。
- 三 修業期間は、おおむね六月以内であること。
- 四 研修の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 五 別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 六 講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表

区分	科目	時間
講義	児童家庭福祉に係る制度及びサービスに関する講義	1.5
	児童相談所の運営に関する講義	1.5
	児童虐待への対応に関する講義	1.5
	少年非行への対応に関する講義	1.5
	要保護児童対策地域協議会の活用等関係機関との連携に関する講義	1.5
演習	児童相談所の運営に関する演習	3.0
	児童虐待への対応に関する演習	3.0
	少年非行への対応に関する演習	1.5
	要保護児童対策地域協議会の活用等関係機関との連携に関する演習	3.0
	裁判所に対する申立て等に関する演習	3.0
	その他児童の権利擁護(児童福祉施設等における懲戒に係る権限の濫用への対応を含む。)に関する演習	3.0

児童福祉司任用前研修に関する規定

(児童福祉法第13条第3項第7号の厚生労働大臣が定める講習会(平成29年厚生労働省告示第130号))

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十三条第三項第七号の厚生労働大臣が定める講習会は、次の条件を満たすものとする。

- 一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
- 二 講義及び演習により行うものであること。
- 三 修業期間は、おおむね一月以内であること。
- 四 講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 五 別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 六 講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表

区分	科目	時間
講義及び演習	児童の権利擁護	1.5
	児童家庭福祉における倫理的配慮	1.5
	児童家庭相談援助制度及び実施体制	1.5
	児童の成長・発達と生育環境	3.0
	ソーシャルワークの基本	1.5
	児童家庭支援のためのケースマネジメントの基本	4.5
	児童相談所における方針決定の過程	1.5
	社会的養護における自立支援	3.0
	関係機関との連携・協働と在宅支援	3.0
	行政権限の行使と司法手続	1.5
	児童虐待の対応の基本	4.5
	少年非行への対応の基本	1.5
	障害相談・支援の基本	1.5

児童福祉司任用後研修・スーパーバイザー研修に関する規定

(児童福祉法第13条第9項の厚生労働大臣が定める基準(平成29年厚生労働省告示第131号))

- 1 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第十三条第九項の厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
 - 二 講義及び演習により行うものであること。
 - 三 修業期間は、おおむね六月以内であること。
 - 四 研修の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
 - 五 別表第一に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
 - 六 講師は、別表第一に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

- 2 前項に定めるもののほか、法第十三条第九項の厚生労働大臣が定める基準のうち、同条第五項の指導教育担当児童福祉司に係るものについては、次のとおりとする。
 - 一 都道府県又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
 - 二 講義及び演習により行うものであること。
 - 三 修業期間は、おおむね六月以内であること。
 - 四 研修の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。
 - 五 別表第二に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
 - 六 講師は、別表第二に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表第1

区分	科目	時間
講義及び演習	児童家庭支援のためのケースマネジメント	6.0
	児童の面接・家族面接に関する技術	1.5
	児童相談所における方針決定の過程	1.5
	社会的養護における自立支援	4.5
	関係機関との連携・協働と在宅支援	4.5
	行政権限の行使と司法手続	3.0
	児童虐待の対応	6.0
	少年非行への対応	3.0

別表第2

区分	科目	時間
講義	児童の権利擁護と児童家庭福祉の現状・課題	1.5
	スーパービジョンの基本	1.5
	児童の発達と虐待の影響、児童の生活に関する諸問題	1.5
	ソーシャルワークとケースマネジメント	1.5
演習	児童家庭支援のためのケースマネジメント	3.0
	児童の面接・家族面接に関する技術	1.5
	関係機関との連携・協働と在宅支援	1.5
	行政権限の行使と司法手続	1.5
	児童虐待の対応	6.0
	少年非行への対応	1.5
	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	3.0
	スーパービジョンの基本	4.5

要保護児童対策調整期間の調整担当者する規定

(児童福祉法第25条の2第8項の厚生労働大臣が定める基準(平成29年厚生労働省告示第132号))

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の二第八項の厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
- 二 講義及び演習により行うものであること。
- 三 修業期間は、おおむね六月以内であること。
- 四 研修の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 五 別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 六 講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

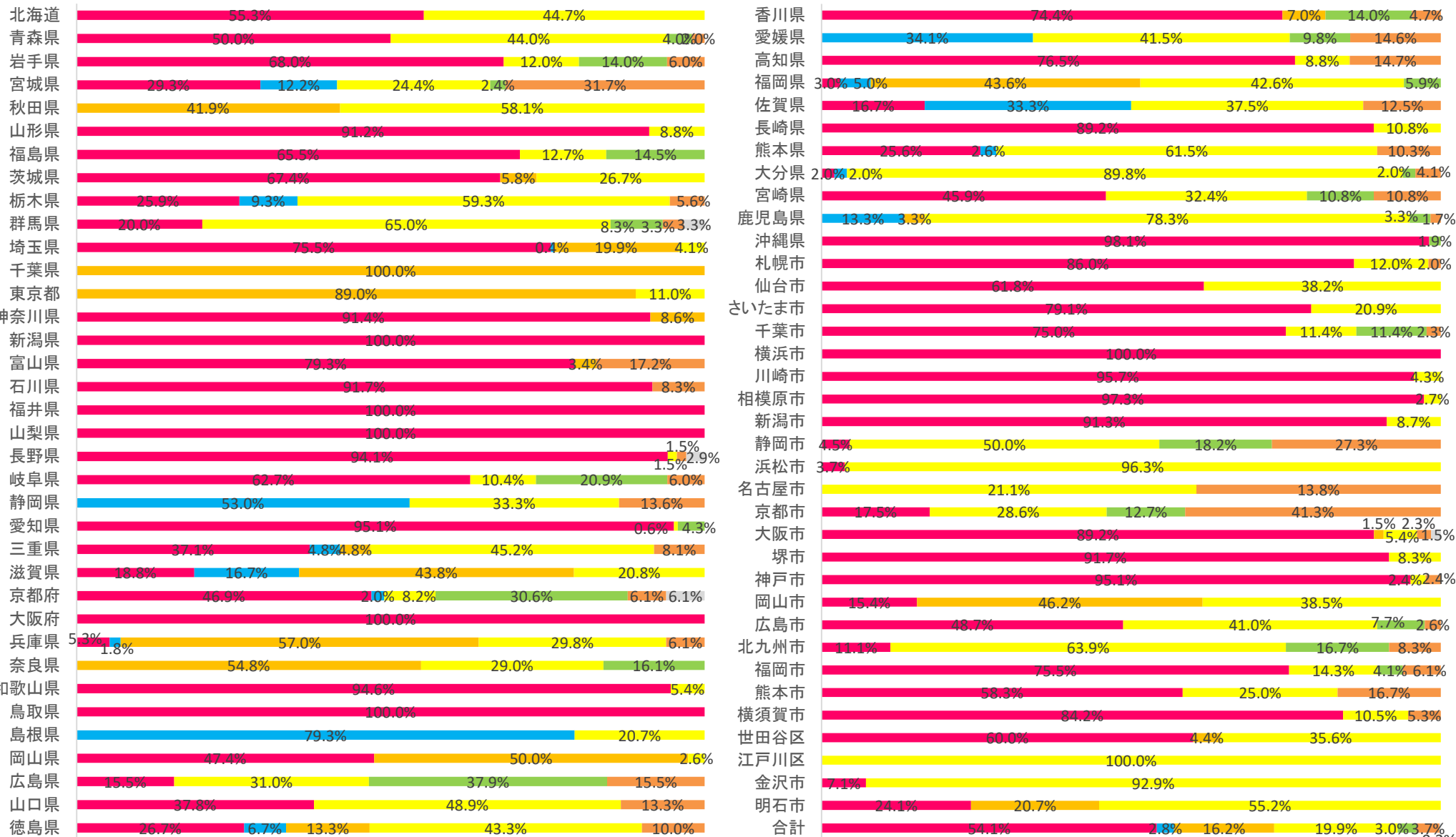
別表

区分	科目	時間
講義及び演習	児童の権利擁護と倫理	1.5
	児童家庭相談援助制度及び実施体制	1.5
	要保護児童対策地域協議会の運営	1.5
	児童相談所の役割と連携	1.5
	児童家庭相談の運営と相談援助のあり方	1.5
	社会的養護と市区町村の役割	1.5
	児童の成長・発達と生育環境	1.5
	児童家庭支援のためのソーシャルワーク	1.5
	児童虐待への対応	1.5
	母児保健の役割と保健機関の連携	1.5
	児童の所属機関の役割と連携	1.5
	児童と家族の生活に関する方と制度の理解と活用	1.5
		要保護児童対策地域協議会の運営
児童家庭相談の運営と相談援助のあり方		1.5
児童家庭支援のためのソーシャルワーク		1.5
会議の運営とケース管理		1.5
児童虐待への対応		3.0

令和2年度 児童福祉司の採用区分構成割合（令和2年4月1日時点）

○児童福祉司については、全国平均で福祉専門職による採用が約74%となっている。

■ 福祉専門職（分野を問わず採用） ■ 福祉専門職（児童家庭福祉分野職員として採用） ■ 福祉専門職（児童相談所職員として採用） ■ 一般行政職 ■ 心理職 ■ 保健師等 ■ その他



※ 保健師等には、保健師、教員、保育士、精神保健福祉士、看護師、理学療法士、言語聴覚士が含まれる。

※ その他には、児童自立支援専門員、施設処遇担当職員、精神保健相談員、社会教育主事等が含まれる。

2019年度における児童福祉司の専門職採用実施状況

2020年度に任用予定の職員の採用において、福祉専門職採用を実施

69か所

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、横須賀市、金沢市、明石市

①福祉全般に関する専門職

(児童家庭福祉関係以外に、例えば、高齢者福祉、障害者福祉、精神保健福祉、生活保護等に配属される福祉専門職)

58か所

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、熊本県、宮崎県、長崎県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、横須賀市、金沢市、明石市

②児童家庭福祉関係に限定した福祉専門職

(児童相談所以外に、例えば、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、婦人相談所等に配属される福祉専門職)

6か所

群馬県、静岡県、島根県、徳島県、佐賀県、鹿児島県

③児童相談所に限定した専門職

(原則として児童相談所に配属されるが、経験を積ませる等の目的で児童相談所以外に配属されることも有り得る)

14か所

埼玉県、千葉県、東京都、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、岡山県、山口県、福岡県、さいたま市、大阪市、金沢市、明石市

※ 2019年度において児童相談所を設置している地方自治体(70か所)における2020年度の福祉専門職の職員の採用実施に当たり、2019年度の採用実施状況について調査したもの。過去に福祉専門職採用を実施していたが2019年度は実施していない地方自治体は上記には含まれていない。

※ ①及び③に重複がある。

福祉専門職採用における受験資格の例

○例1

- ・大学又は大学院において、心理学、教育学又は社会学の課程を修めて卒業又は修了した人
- ・国立障害者リハビリテーションセンター学院の児童指導員科を卒業した人
- ・国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部を卒業した人
- ・上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科を卒業した人
- ・社会福祉士の資格を有する人
- ・精神保健福祉士の資格を有する人

○例2

- ・社会福祉主事の任用資格を有する人

○例3

- ・児童福祉司の任用資格を有する人

○例4

- ・社会福祉士の資格を有する人

※このほか、社会福祉士や社会福祉主事とその他の資格との併用等がある。

【補助基準額】 基本分4,182千円、※複数の職種に係る採用活動を行う場合3,528千円を加算《拡充》

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

○ **児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）【拡充】**

児童相談所における医師及び保健師の配置だけではなく、小児科医、精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るため、自治体が行う医療機関従事者向けの研修について、補助を拡充する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】 【補助基準額】（1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は1市町村当たり）

- ・ 児童福祉司任用前講習会等 3,108千円（児童福祉司任用前講習会の場合）
- ・ 児童福祉司任用後研修 3,108千円
- ・ 児童福祉司スーパーバイザー研修 2,306千円（自主開催の場合）
- ・ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修 3,008千円
- ・ 児童相談所長研修 2,306千円（自主開催の場合）
- ・ 虐待対応関係機関専門性強化事業 308千円（協力体制の整備の場合）
- ・ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 1,511千円（研修実施費用）
- ・ 医療機関従事者研修 1,830千円《拡充》
- ・ 研修専任コーディネーターの配置 5,002千円 等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助率】 国1/2、都道府県、指定都市、中核市、特別区1/2

○ **医療的機能強化事業【拡充】**

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう、補助を拡充する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】 1自治体あたり7,842千円《拡充》

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を行う自治体の場合（実施しない場合748千円）

【実施主体】 都道府県、市町村 【補助率】 国1/2、市町村1/2

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

【令和2年度予算】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充、児童福祉司、児童心理司、保健師等について計画的に人材確保のため、採用活動に関する支援の拡充を図ることとしている。

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（1）児童相談所の体制強化

② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備

- ・ 児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ・ 併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図る。その際、より速やかに体制整備が図られるような支援を行う。

⑥ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充

- ・ 新プランに基づき、児童福祉司、児童心理司、保健師等について、計画的に人材確保が進むよう、採用活動に関する支援や関係団体への働きかけ等、必要な支援の更なる拡充を図る。

- また、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」においても、「法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で、適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」としており、弁護士配置を促進する必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律

児童福祉法第12条 略

- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

拡充内容

- ・ 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」及び第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」を踏まえ、今後更なる弁護士の配置又は準ずる措置を促進及び更なる体制確保のため、児童福祉司以外の専門職の採用活動を行う場合の加算を創設する。なお、加算については、2年間限定で行う。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1自治体当たり 4,182千円 → 4,182千円（児童福祉司の採用活動分）

+ **3,528千円**（児童福祉司以外の専門職採用活動分）

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

令和2年度予算等における児童相談所等の処遇改善について

・ 児童相談所児童福祉司等に係る処遇改善

<現 行>

特殊勤務手当（1人あたり）
児童福祉司 月額 12,160円



<令和2年度地方交付税措置>

特殊勤務手当（1人あたり）
児童福祉司 月額 2万円相当
児童心理司及び保健師も対象に追加

・ 児童相談所一時保護所職員体制の抜本的強化

<現 行>

- ・ 職員の配置
子ども：職員＝最大4：1
- ・ 個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化
個別対応職員1名（利用児童11人以上）
- ・ アレルギー対応等が必要な子どもへの対応強化 調理員1名
- ・ 特殊業務手当（1人あたり）

保育士	月額	7,800円
心理療法担当職員	月額	9,300円
個別対応職員（児童指導員）	月額	9,300円
看護師	月額	9,400円



<令和2年度予算>

- ・ 職員の配置改善
子ども：職員＝最大2：1
- ・ 個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化
個別対応職員最大2名（利用児童数による）
- ・ アレルギー対応等が必要な子どもへの対応強化
調理員最大3名（利用児童数による）
- ・ 特殊業務手当（1人あたり）

保育士	月額	最大20,000円
心理療法担当職員	月額	最大20,000円
個別対応職員（児童指導員）	月額	最大20,000円
看護師	月額	最大20,000円